

令和2年度 特別養護老人ホーム神庭荘 事業計画

1. 基本方針

「利用者主体」の介護サービスの提供を基本理念とし、利用者、家族の個々のニーズを尊重した介護サービスの計画を立案し、その効果性、有効性を検討しながら、自立のための援助サービスを提供していく。

また、利用者の有する能力に応じた自立支援を行うことによって、認知症状の緩和と進行を遅らせることができるよう、質の高い介護サービスを提供できるように取り組む。

2. 介護保険

施設サービス実施の前提として、施設サービス計画書の作成にあたり、介護支援専門員が他職種から情報を取り入れ、利用者、家族の同意のもとにおこなう。

3. 施設介護サービス内容

① 介護（入浴、清拭、排泄、離床、着替え、整容）

「安全性」「安心性」「快適性」「個別性」に主眼を置き、サービス計画と的確な介護技術に基づいたサービスを提供する。利用者個々の身体状況に応じた自立支援を行い、負担の軽減に努め、家庭的で落ち着いた環境作りをおこなう。

② 個別ケア

集団生活上においてもできるかぎり、個別のケアを実践し、利用者ひとり一人の個性や生活リズムに応じた生活ができ、尊厳ある生活を送っていただけるよう、サポートする。

③ 認知症ケア

認知症に対しての理解を深め、個々の症状に合わせた適切な対応ができるよう、職員の教育をおこなっていく。そして、認知症利用者の自尊心を尊重でき、充実した生活を送れるようケアをおこなう。

④ 声掛け、笑顔

利用者に分かりやすく、温かみを持ちかつ、周囲にも配慮して声掛けを行う。また、利用者の笑顔が見えるように、職員一同温かい心を持ち、ユーモアを交えながら丁寧に利用者に接していく。

⑤ パーソンセンタードケア

一人の人として、無条件に尊重されることを中心として、共にあること、くつろぎ、自分らしさ、結びつき、たずさわること共に生活をすることを目指す。

⑥ 相談援助

利用者の置かれている状況、家族の思い等を的確に受け止め、潜在的なニーズの発掘を図り、家族との連絡頻度を増やし「共に考えていく」関係を構築する。

⑦ レクリエーション

生き生きとした自由な生活の創造のため、四季折々の行事に取り組む。外出、ボランティアによるイベント、職員による行事活動や誕生日会等、利用者の好みに応じて提供する。

⑧ 地域交流

小学校、中学校等の福祉教育への協力、ボランティアの受け入れ、民生委員、地元住民等との交流を図り、地域に開かれた施設を目指す。

⑨ 看取り介護

利用者が最期まで尊厳をもち、安らかな気持ちで生活が送れるよう支援する。また、家族の悲しみや苦しみを理解し、少しでも軽減できるよう支援をおこなう。

⑩ 苦情処理

施設への苦情に関しては窓口を設置し、迅速かつ適切に対応すると共に、原因の追求とその後の方策を立て、サービスの向上及び改善に努める。

⑪ 防災管理

施設は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えると共に、常に関係機関と連携を密にし、とるべき措置にはあらかじめ非常災害対策計画を作成した上、その計画に基づき年2回以上の入所者及び従事者等の非常災害訓練をおこなう。

⑫ 安全管理

利用者が安心安全に生活できるよう、生活全般を常に見直し、点検することでリスクを取り除く。また、発生した事故については報告し、対策を検討。予防に努める。

⑬ 組織管理

利用者やその家族、その他関係者に対して、誠意をもって接していく。また、各職員は個々に与えられた職務をしっかりと全うすることで、利用者やその家族、その他関係者との信頼関係を築く。

4. プライバシー、個人情報保護

利用者の個人情報保護の重要性を職員は深く認識し、適切に取り扱うと共に、プライバシーに配慮して、個々に尊厳ある生活を送っていただく。

5. 感染症対策

職員は、日頃から自身の健康管理に留意すると共に、職場ではうがい、手洗い、マスク着用等必要な感染症まん延予防に努める。感染症対策・予防委員会により、職場の環境整備を行なう。感染症発生時には、関係機関との連携を密にし、感染拡大防止に努める。

6. 虐待防止

職員の意識を高め、質の高い介護をおこなえるよう、職員研修を実施する。

7. その他職員研修

職員のスキルアップのため、荘内外の研修を実施、または参加をする。

令和2年度 特別養護老人ホーム神庭荘Ⅱ 事業計画

1. 基本方針

「利用者主体」の介護サービスの提供を基本理念とし、利用者、家族の個々のニーズを尊重した介護サービスの計画を立案し、その効果性、有効性を検討しながら、自立のための援助サービスを提供していく。

また、利用者の有する能力に応じた自立支援を行うことによって、認知症状の緩和と進行を遅らせることができるよう、質の高い介護サービスを提供できるように取り組む。

2. 介護保険

施設サービス実施の前提として、施設サービス計画書の作成にあたり、介護支援専門員が他職種から情報を取り入れ、利用者、家族の同意のもとにおこなう。

3. 施設介護サービス内容

① 介護（入浴、清拭、排泄、離床、着替え、整容）

「安全性」「安心性」「快適性」「個別性」に主眼を置き、サービス計画と的確な介護技術に基づいたサービスを提供する。利用者個々の身体状況に応じた自立支援を行い、負担の軽減に努め、家庭的で落ち着いた環境作りをおこなう。

② 個別ユニットケア

ユニットケアの理念を実施し、利用者ひとり一人の個性や生活リズムに応じた生活ができ、尊厳ある生活を送っていただけるよう、サポートする。

③ 認知症ケア

認知症に対しての理解を深め、個々の症状に合わせた適切な対応ができるよう、職員の教育をおこなっていく。そして、認知症利用者の自尊心を尊重でき、充実した生活を送れるようケアをおこなう。

④ 声掛け、笑顔

利用者に分かりやすく、温かみを持ちかつ、周囲にも配慮して声掛けを行う。また、利用者の笑顔が見えるように、職員一同温かい心を持ち、ユーモアを交えながら丁寧に利用者に接していく。

⑤ パーソンセンタードケア

一人の人として、無条件に尊重されることを中心として、共にあること、くつろぎ、自分らしさ、結びつき、たずさわること共に生活をするをを目指す。

⑥ 相談援助

利用者の置かれている状況、家族の思い等を的確に受け止め、潜在的なニーズの発掘を図り、家族との連絡頻度を増やし「共に考えていく」関係を構築する。

⑦ レクリエーション

生き生きとした自由な生活の創造のため、四季折々の行事に取り組む。外出、ボランティアによるイベント、職員による行事活動や誕生日会等、利用者の好みに応じて提供する。

⑧ 地域交流

小学校、中学校等の福祉教育への協力、ボランティアの受け入れ、民生委員、地元住民等との交流を図り、地域に開かれた施設を目指す。

⑨ 看取り介護

利用者が最期まで尊厳をもち、安らかな気持ちで生活が送れるよう支援する。また、家族の悲しみや苦しみを理解し、少しでも軽減できるよう支援をおこなう。

⑩ 苦情処理

施設への苦情に関しては窓口を設置し、迅速かつ適切に対応すると共に、原因の追求とその後の方策を立て、サービスの向上及び改善に努める。

⑪ 防災管理

施設は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えると共に、常に関係機関と連携を密にし、とるべき措置にはあらかじめ非常災害対策計画を作成した上、その計画に基づき年2回以上の入所者及び従事者等の非常災害訓練をおこなう。

⑫ 安全管理

利用者が安心安全に生活できるよう、生活全般を常に見直し、点検することでリスクを取り除く。また、発生した事故については報告し、対策を検討。予防に努める。

⑬ 運営推進会議

市の職員、地域住民代表、家族会等により構成され、概ね2ヶ月に1回以上開催する。活動状況を報告し、評価を受け、必要な要望や助言等を取り入れる。

⑭ 組織管理

利用者やその家族、その他関係者に対して、誠意をもって接していく。また、各職員は個々に与えられた職務をしっかりと全うすることで、利用者やその家族、その他関係者との信頼関係を築く。

4. プライバシー、個人情報保護

利用者の個人情報保護の重要性を職員は深く認識し、適切に取り扱うと共に、プライバシーに配慮して、個々に尊厳ある生活を送っていただく。

5. 感染症対策

職員は、日頃から自身の健康管理に留意すると共に、職場ではうがい、手洗い、マスク着用等必要な感染症まん延予防に努める。感染症対策・予防委員会により、職場の環境整備を行なう。感染症発生時には、関係機関との連携を密にし、感染拡大防止に努める。

6. 虐待防止

職員の意識を高め、質の高い介護をおこなえるよう、職員研修を実施する。

7. その他職員研修

職員のスキルアップのため、荘内外の研修を実施、または参加をする。

令和2年度 特別養護老人ホーム神庭荘 年間事業計画

(月別計画)

4月	・お花見 ・花祭り
5月	・母の日 ・鉄板焼き ・野外昼食会
6月	・父の日 ・リクエスト献立
7月	・七夕 ・納涼祭 ・そうめん流し ・土用の丑
8月	・盆供養 ・開荘記念日 ・スイカ割り ・花火大会
9月	・敬老会 ・災害食 ・彼岸供養 ・お月見
10月	・運動会 ・秋祭り
11月	・新嘗祭 ・ちらし寿司
12月	・クリスマス会 ・冬至 ・年越しそば ・寄せ鍋
1月	・お正月 ・おせち料理 ・ぜんざい ・七草粥 ・小豆がゆ
2月	・節分 ・バレンタイン ・ちゃんこ鍋
3月	・雛祭り ・彼岸ぼたもち

※ 毎月 : 誕生日会、伝言板送付 ※ 毎月2回 : 散髪(希望者)

※ 毎月2回 : 華道(希望者)

※ 随時 : 食事会、個別喫茶、おやつ作り、レクリエーション活動、慰問、
その他各種行事活動

※ 川端よね子様の慰問やその他蓄音機の音楽祭等の慰問は、それぞれ相手側のご都合に合わせて実施します。

介護サービス向上のための各委員会

活性化委員会	感染症対策、褥瘡予防委員会
研修委員会	医療的ケアの安全対策委員会
給食委員会	身体拘束廃止、リスクマネジメント、虐待防止委員会
広報委員会	その他職員会議(ナース、ワーカー、リーダー会議等)

令和2年度 医務室 事業計画

1. 基本方針

介護サービスを提供していく上で、健康管理は密接な関わりを持っているとの認識から、必要に応じ嘱託医、利用者の主治医等との情報交換を行い、サービス面に適切に反映させるように考慮していく。また、健康状態についての家族との話し合いを積極的にすすめ、利用者、家族の意思を尊重した上で、介護プランに反映していく。

嘱託医、主治医、看護職員との情報交換により、利用者の健康状態に留意し、必要に応じて医療機関、居宅介護支援事業所等と協議し、必要な対策を講じる。また、入院などでの状態変化時においても各連携機関との連絡、調整を図り、利用時には円滑に利用をしていただけるよう方策を考える。

(月別計画)

	荘内研修	利用者健診等	職員健診等
4月	新入職員オリエンテーション	全月を通して随時嘱託医師、病院の指示に従う (定期及び健診を含む)	新入職員健診
5月	吸引、酸素講習		
6月	AED講習		職員健康診断
7月	食中毒予防		
8月	感染症予防		
9月	服薬、緊急時対応		
10月	褥瘡予防と管理		
11月	ノロ、インフルエンザ予防	利用者、職員インフルエンザ予防接種	
12月	便秘予防対策について	インフルエンザ予防接種	腰痛問診
1月	腰痛予防	全月を通して随時嘱託医師、病院の指示に従う (定期及び健診を含む)	夜勤者 BX-P 健診
2月	感染症予防		
3月	看取りについて		

※ 毎 日 : 入浴者と高血圧者の血圧測定、検温、服薬管理、処置

※ 毎 月 : 体重測定、血圧測定、感染症対策・褥瘡予防委員会、身体拘束廃止リスクマネジメント虐待防止委員会、医療的ケアの安全対策委員会

※ 入浴時 : 身体チェック

※ 随 時 : 人間ドッグ、感染症対策
喀痰吸引指導、経管栄養指導

令和2年度 食事サービス 事業計画

1. 基本方針

利用者の年齢、性別、身体状況から算出された食事摂取基準を満たす献立になるよう考慮しながら、楽しめる食事作りをし、生活習慣病等の改善に努める。また、衛生面では安心かつ安全な食事を提供できるように努める。

2. 利用者の状況及び意向に応じた食事提供

嗜好調査を行い日常の食事内容、雰囲気作りに反映させるとともに、行事食等については、季節感のある献立や利用者の嗜好に配慮したものとし、ご家族と一緒に楽しめる機会を設けるよう努める。（おやつ作りやホーム喫茶等）

また、嚥下、咀嚼状態を考慮し、栄養バランスの良いメニューを考案し、ソフト食や個々の状態に応じた食事形態を提供する。

3. 安全な食事、衛生管理の強化と徹底

衛生管理を徹底し「食中毒防止対応マニュアル」に基づき、食中毒防止に努める。

4. 栄養ケアマネジメントの遂行

低栄養状態の予防、改善を図る為、栄養ケア計画書を作成し、定期的に評価、見直しを行うことによる栄養ケアマネジメントを実施する。

また、疾患のある利用者には、その病態に応じた治療食を提供する。

5. プロ意識を持ち業務を遂行

専門的知識や技術などの習得に努めて、研修会等で自己研鑽に努める。

6. 災害緊急時

災害緊急時に対応した食事サービスが出来るよう、備蓄体制を整え、迅速な対応が出来るよう災害食訓練を実施する。

7. 給食だよりの発行

神庭荘だよりと連動させた形で給食だよりを発行し、ご家族や地域の方々に施設の食事に対する創意工夫を知っていただく。

令和2年度 短期入所生活介護施設神庭荘 事業計画

1. 基本方針

「利用者主体」の介護サービスの提供を基本理念とし、利用者、家族の個々のニーズを尊重した介護サービスの計画を立案し、その効果性、有効性を検討しながら、自立のための援助サービスを提供していく。

また、利用者の在宅での生活を念頭に置き、その有する能力に応じた自立支援を行うことによって、身体機能の維持向上及び認知症状の緩和と進行を遅らせることができるよう、質の高い介護サービスを提供できるように取り組む。

2. 介護保険

施設サービス実施の前提として、施設サービス計画書の作成（4日以上利用）にあたり、介護支援専門員が他職種から情報を取り入れ、利用者、家族の同意のもとにおこなう。

3. 施設介護サービス内容

① 介護（入浴、清拭、排泄、離床、着替え、整容）

「安全性」「安心性」「快適性」「個別性」に主眼を置き、サービス計画と的確な介護技術に基づいたサービスを提供する。利用者個々の身体状況に応じた自立支援を行い、負担の軽減に努め、家庭的で落ち着いた環境作りをおこなう。

② 個別ケア

個別のケアを実践し、利用者ひとり一人の個性や在宅での生活リズムに応じた生活ができ、尊厳ある生活を送っていただけるよう、サポートする。

③ 認知症ケア

認知症に対しての理解を深め、個々の症状に合わせた適切な対応ができるよう、職員の教育をおこなっていく。そして、認知症利用者の自尊心を尊重でき、充実した生活を送れるようケアをおこなう。

④ 声掛け、笑顔

利用者に分かりやすく、温かみを持ちかつ、周囲にも配慮して声掛けを行う。また、利用者の笑顔が見えるように、職員一同温かい心を持ち、ユーモアを交えながら丁寧に利用者に接していく。

⑤ パーソンセンタードケア

一人の人として、無条件に尊重されることを中心として、共にあること、くつろぎ、自分らしさ、結びつき、たずさわることによって共に生活をするを旨とする。

⑥ 相談援助

利用者の置かれている状況、家族の思い等を的確に受け止め、潜在的なニーズの発掘を図り、居宅介護支援事業所や家族との連絡頻度を増やし「共に考えていく」関係を構築する。

⑦ レクリエーション

生き生きとした自由な生活の創造のため、四季折々の行事に取り組む。外出、ボランティアによるイベント、職員による行事活動等、利用者の好みに応じて提供する。

⑧ 地域交流

小学校、中学校等の福祉教育への協力、ボランティアの受け入れ、民生委員、地元住民等との交流を図り、地域に開かれた施設を目指す。

⑨ 連携

必要に応じ行政、居宅介護支援事業所、医療機関等と密接に連携をおこなうことで、利用者またはその家族の思いを受け止め、個々のニーズに合ったサービスの提供をおこなう。

⑩ 苦情処理

施設への苦情に関しては窓口を設置し、迅速かつ適切に対応すると共に、原因の追求とその後の方策を立て、サービスの向上及び改善に努める。

⑪ 防災管理

施設は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えると共に、常に関係機関と連携を密にし、とるべき措置にはあらかじめ非常災害対策計画を作成した上、その計画に基づき年2回以上の入所者及び従事者等の非常災害訓練をおこなう。

⑫ 安全管理

利用者が安心安全に生活できるよう、生活全般を常に見直し、点検することでリスクを取り除く。また、発生した事故については報告し、対策を検討。予防に努める。

⑬ 組織管理

利用者やその家族、その他関係者に対して、誠意をもって接していく。また、各職員は個々に与えられた職務をしっかりと全うすることで、利用者やその家族、その他関係者との信頼関係を築く。

4. プライバシー、個人情報保護

利用者の個人情報保護の重要性を職員は深く認識し、適切に取り扱うと共に、プライバシーに配慮して、個々に尊厳ある生活を送っていただく。

5. 感染症対策

職員は、日頃から自身の健康管理に留意すると共に、職場ではうがい、手洗い、マスク着用等必要な感染症まん延予防に努める。感染症対策・予防委員会により、職場の環境整備を行なう。感染症発生時には、関係機関との連携を密にし、感染拡大防止に努める。

6. 虐待防止

職員の意識を高め、質の高い介護をおこなえるよう、職員研修を実施する。

7. その他職員研修

職員のスキルアップのため、荘内外の研修を実施、または参加をする。

令和2年度 デイホーム神庭荘 事業計画

1. 基本方針

介護保険法に適用する要介護及び要支援状態等、心身の状態を踏まえ、利用者のQOL（生活の質）及びADLの向上を目指し、可能な限り在宅での生活を維持することを中心に社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上、生活（生きがい）の助長、家族の身体的、精神的負担の軽減を目的とし、各居宅介護支援事業所の担当介護支援専門員の立案するサービス計画書に基づき、安全にサービスを提供し、支援する。

2. 通所介護内容

① 身体介護に関すること

利用者のADL維持向上を促すような、身体介護に努めます。

② 健康管理に関すること

看護職員によるバイタル測定等をおこない、常に利用者の健康状態に留意します。

③ 送迎に関すること

安全安心な送迎に努めます。

④ 入浴に関すること

入浴前に利用者の健康状態をチェックし、安全に入浴していただくと共に、利用者の身体状態に応じた入浴を提供します。

⑤ 食事に関すること

利用者に合った食事形態を提供し、より美味しい食事の提供に努めます。

⑥ レクリエーションに関すること

利用者が、楽しみをもって参加できるレクリエーションを提供します。

⑦ 相談、助言、苦情に関すること

利用者やその家族の置かれている状況を勘察し、相手の気持ちに立った適切な相談、助言ができるよう努めます。また、苦情については窓口を設置し、その苦情については迅速かつ適切に対応すると共に、原因の追求とその後の方策を立て、サービスの質の向上及び、改善に努めます。

⑧ アクティビティ、機能訓練に関すること

個々の身体状態に応じた機能訓練を実施することで、利用者のADLの維持向上に努めます。

⑨ 真庭市からの委託による二次予防事業対象者への運動指導に関すること

在宅においても安全に行える運動を利用者の方に指導、伝達します。

⑩ 感染症対策に関すること

職員は、日頃から自身の健康管理に留意すると共に、職場ではうがい、手洗い、マスク着用等必要な感染症まん延予防に努めます。感染症対策・予防委員会により、職場の環境整備を行ない、感染症発生時には、関係機関との連携を密にし、感染拡大防止に努める。

3. 運営推進会議

市の職員、地域住民代表、家族会等により構成され、概ね2ヶ月に1回以上開催する。活動状況を報告し、評価を受け、必要な要望や助言等を取り入れる。

令和2年度 デイホーム神庭荘 年間事業計画

(月別計画)

4月	・語り部 ・お楽しみレク ・桜見物 ・おやつ作り
5月	・語り部 ・お楽しみレク ・毛筆と硬筆 ・カラオケ
6月	・語り部 ・お楽しみレク ・おやつ作り ・生け花
7月	・語り部 ・お楽しみレク ・毛筆と硬筆 ・ソーメン流し ・手芸
8月	・語り部 ・お楽しみレク ・夏祭り ・七夕 ・手芸
9月	・語り部 ・お楽しみレク ・敬老会 ・毛筆と硬筆
10月	・語り部 ・お楽しみレク ・運動会 ・カラオケ
11月	・語り部 ・お楽しみレク ・おやつ作り ・毛筆と硬筆
12月	・語り部 ・お楽しみレク ・体力測定 ・クリスマス会 ・お正月生け花
1月	・語り部 ・お楽しみレク ・新年会(カラオケ) ・カルタ取り大会 ・毛筆と硬筆
2月	・語り部 ・お楽しみレク ・輪投げ大会 ・お雛作り
3月	・語り部 ・お楽しみレク ・お雛作り ・おやつ作り ・毛筆と硬筆

※お楽しみレクは、職員が一人ずつ毎月交替でレクを担当して実施。

※語り部は、川端よねこ様に来所していただき、実施。

※午前、集団リハ実施。午後、個別リハ実施。

※スカットボール、ペタンク、ストライクボール他・・・午後月別で実施。

※脳トレ、ぬり絵、ちぎり絵、折り紙、壁面制作他・・・午前、午後適時実施。

令和2年度 デイホーム桃の里 事業計画

1. 基本方針

介護保険法に適用する要介護及び要支援状態等、心身の状態を踏まえ、利用者のQOL（生活の質）及びADLの向上を目指し、可能な限り在宅での生活を維持することを中心に社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上、生活（生きがい）の助長、家族の身体的、精神的負担の軽減を目的とし、各居宅介護支援事業所の担当介護支援専門員の立案するサービス計画書に基づき安全にサービスを提供し、支援する。

2. 通所介護内容

① 身体介護に関すること

利用者のADL維持向上を促すような、身体介護に努めます。

② 健康管理に関すること

看護職員によるバイタル測定等をおこない、常に利用者の健康状態に留意します。

③ 送迎に関すること

安全安心な送迎に努めます。

④ 入浴に関すること

入浴前に利用者の健康状態をチェックし、安全に入浴していただくと共に、利用者の身体状態に応じた入浴を提供します。

⑤ 食事に関すること

利用者に合った食事形態を提供し、より美味しい食事の提供に努めます。

⑥ レクリエーションに関すること

利用者が、楽しみをもって参加できるレクリエーションを提供します。

⑦ 相談、助言、苦情に関すること

利用者やその家族の置かれている状況を勘案し、相手の気持ちに立った適切な相談、助言ができるよう努めます。また、苦情については窓口を設置し、その苦情については迅速かつ適切に対応すると共に、原因の追求とその後の方策を立て、サービスの質の向上及び、改善に努めます。

⑧ アクティビティ、機能訓練に関すること

個々の身体状態に応じた機能訓練を実施することで、利用者のADLの維持向上に努めます。

⑨ 認知症ケアに関すること

認知症高齢者の支援者として、利用者の意思と人格を尊重し、利用者の立場に寄り添ったサービスを提供します。

⑩ 感染症対策に関すること

職員は、日頃から自身の健康管理に留意すると共に、職場ではうがい、手洗い、マスク着用等必要な感染症まん延予防に努めます。感染症対策・予防委員会により、職場の環境整備を行ない、感染症発生時には、関係機関との連携を密にし、感染拡大防止に努める。

3. 運営推進会議

市の職員、地域住民代表、家族会等により構成され、概ね2ヶ月に1回以上開催する。活動状況を報告し、評価を受け、必要な要望や助言等を取り入れる。

令和2年度 デイホーム桃の里 年間事業計画

(月別計画)

4月	・語り部 ・お楽しみレク ・桜見物 ・おやつ作り
5月	・語り部 ・お楽しみレク ・毛筆と硬筆 ・カラオケ
6月	・語り部 ・お楽しみレク ・おやつ作り ・生け花
7月	・語り部 ・お楽しみレク ・毛筆と硬筆 ・ソーメン流し ・手芸
8月	・語り部 ・お楽しみレク ・夏祭り ・七夕 ・手芸
9月	・語り部 ・お楽しみレク ・敬老会 ・毛筆と硬筆
10月	・語り部 ・お楽しみレク ・運動会 ・カラオケ
11月	・語り部 ・お楽しみレク ・おやつ作り ・毛筆と硬筆
12月	・語り部 ・お楽しみレク ・体力測定 ・クリスマス会 ・お正月生け花
1月	・語り部 ・お楽しみレク ・新年会(カラオケ) ・カルタ取り大会 ・毛筆と硬筆
2月	・語り部 ・お楽しみレク ・輪投げ大会 ・お雛作り
3月	・語り部 ・お楽しみレク ・お雛作り ・おやつ作り ・毛筆と硬筆

※語り部は、川端よねこ様に来所していただき、実施。

※午後、手作業(裁縫、ちぎり絵、手芸等)

※レク、体操、脳トレ、歌等を日替わりで実施。

令和2年度 グループホーム神庭荘 事業計画

1. 基本方針

「利用者主体」の介護サービスの提供を基本理念とし、利用者、家族の個々のニーズを尊重した介護サービスの計画を立案し、その効果性、有効性を検討しながら、自立のための援助サービスを提供していく。

また、利用者の有する能力に応じた自立支援を行うことによって、認知症状の緩和と進行を遅らせることができるよう、質の高い介護サービスを提供できるように取り組む。

2. 外部評価

毎年、施設サービスに対する自己評価を行うとともに、介護保険法の定めにより、外部評価機関の評価を受ける。結果は公表し、課題については目標達成計画を作成し、取り組む。

3. 運営推進会議

市の職員、地域住民代表、家族会等により構成され、概ね2ヶ月に1回以上開催する。活動状況を報告し、評価を受け、必要な要望や助言等を取り入れる。

4. 介護サービス内容

① 介護（入浴、清拭、排泄、離床、着替え、整容）

「安全性」「安心性」「快適性」「個別性」に主眼を置き、サービス計画と的確な介護技術に基づいたサービスを提供する。利用者個々の身体状況に応じた自立支援を行い、負担の軽減に努め、家庭的で落ち着いた環境作りをおこなう。

② 個別ユニットケア

ユニットケアの理念を実施し、利用者ひとり一人の個性や生活リズムに応じた生活ができ、尊厳ある生活を送っていただけるよう、サポートする。

③ 認知症ケア

認知症に対しての理解を深め、個々の症状に合わせた適切な対応ができるよう、職員の教育をおこなっていく。そして、認知症利用者の自尊心を尊重でき、充実した生活を送れるようケアをおこなう。

④ 食事

個々のニーズに対応し、食事形態や食事時間等にも配慮しながら、利用者が食生活に対して満足感が得られるように努める。

⑤ 健康管理

利用者の心身の状況を的確に把握し、主治医との情報交換を密にしながら、利用者の健康管理に務める。

⑥ 声掛け、笑顔

利用者に分かりやすく、温かみを持ちかつ、周囲にも配慮して声掛けを行う。また、利用者の笑顔が見えるように、職員一同温かい心を持ち、ユーモアを交えながら丁寧に利用

者に接していく。

⑦ パーソンセンタードケア

一人の人として、無条件に尊重されることを中心として、共にあること、くつろぎ、自分らしさ、結びつき、たずさわること共に生活をするをを目指す。

⑧ 相談援助

利用者の置かれている状況、家族の思い等を的確に受け止め、潜在的なニーズの発掘を図り、家族との連絡頻度を増やし「共に考えていく」関係を構築する。

⑨ レクリエーション

生き生きとした自由な生活の創造のため、四季折々の行事に取り組む。外出、ボランティアによるイベント、職員による行事活動や誕生日会等、利用者の好みに応じて提供する。

⑩ 地域交流

小学校、中学校等の福祉教育への協力、ボランティアの受け入れ、民生委員、地元住民等との交流を図り、地域に開かれた施設を目指す。

⑪ 苦情処理

施設への苦情に関しては窓口を設置し、迅速かつ適切に対応すると共に、原因の追求とその後の方策を立て、サービスの向上及び改善に努める。

⑫ 防災管理

施設は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えると共に、常に関係機関と連携を密にし、とるべき措置にはあらかじめ非常災害対策計画を作成した上、その計画に基づき年2回以上の入所者及び従事者等の非常災害訓練をおこなう。

⑬ 安全管理

利用者が安心安全に生活できるよう、生活全般を常に見直し、点検することでリスクを取り除く。また、発生した事故については報告し、対策を検討。予防に努める。

⑭ 組織管理

利用者やその家族、その他関係者に対して、誠意をもって接していく。また、各職員は個々に与えられた職務をしっかりと全うすることで、利用者やその家族、その他関係者との信頼関係を築く。

4. プライバシー、個人情報保護

利用者の個人情報保護の重要性を職員は深く認識し、適切に取り扱うと共に、プライバシーに配慮して、個々に尊厳ある生活を送っていただく。

5. 感染症対策

職員は、日頃から自身の健康管理に留意すると共に、職場ではうがい、手洗い、マスク着用等必要な感染症まん延予防に努める。感染症対策・予防委員会により、職場の環境整備を行なう。感染症発生時には、関係機関との連携を密にし、感染拡大防止に努める。

6. 虐待防止

職員の意識を高め、質の高い介護をおこなえるよう、職員研修を実施する。

7. その他職員研修

職員のスキルアップのため、荘内外の研修を実施、または参加をする。

令和2年度 グループホーム神庭荘 年間事業計画

(月別計画)

4月	・花見ドライブ (城山〜久世河川敷)
5月	・母の日 ・野外昼食会 ・運営推進委員会
6月	・父の日 ・お花見ドライブ ・外食 ・避難訓練
7月	・ドライブ ・納涼祭 ・運営推進委員会
8月	・お盆 ・ドライブ
9月	・敬老会 ・家族、地域交流会 ・運営推進委員会
10月	・秋祭り ・コスモス見物 ・運動会
11月	・紅葉ドライブ ・運営推進委員会
12月	・クリスマス会 ・家族、地域交流会 ・避難訓練
1月	・正月行事 ・運営推進委員会
2月	・豆まき (節分)
3月	・勝山お雛祭り見物 ・運営推進委員会

※ 年2回、組部落婦人会の方々との地域交流を実施。

※ 年1回以上、食事会等による家族間交流を行う。

※ 利用者様の誕生日には誕生日会を実施。

※ 川端よね子様の語り部慰問を、川端様のご都合を伺いながら実施。

令和2年度 神庭荘居宅介護支援事業所 事業計画

1. 基本方針

神庭荘居宅介護支援事業所は、介護保険法の理念に基づき利用者がその有する能力に応じ、自立した豊かな家庭生活を送れるよう、利用者の希望に添ったケアプランを作成するなど、適切な居宅介護支援を提供する事とする。

2. 運営方針

- ① 利用者が要介護状態となった場合においても可能な限り居宅において、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。
- ② 利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき適切な保健医療及び福祉の多様なサービスを多様な事業者の連携により、総合的かつ効果的に提供できるよう考慮し努めるものとする。
- ③ 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスが特定の事業者に偏する事のないよう公正、中立に行うものとする。

3. 居宅介護支援の実施概要

運営方針に基づき以下の支援を実施する。

- ① 居宅介護サービス計画作成に関わる支援。
 - 一 居宅介護サービス計画（介護給付）に関わる支援
契約、アセスメント、プラン作成、担当者会議、モニタリング、給付管理、地域包括支援センターとの連携
 - 二 居宅介護サービス計画（予防給付）に関わる支援
アセスメント、プラン作成、担当者会議、モニタリング、評価、地域包括支援センターとの連携
- ② 要介護認定申請（更新、変更）に関わる支援及び申請代行。
- ③ 施設入所に関わる支援。
- ④ サービスの適切な提供に関わる支援（保健医療福祉の連携、サービス事業者との連絡調整、継続的な利用者との連絡、苦情相談の窓口）
- ⑤ 居宅生活全般の相談援助。
- ⑥ 個人情報の保護。
- ⑦ 各種研修に参加し、資質向上を図る。
- ⑧ 利用者の健康管理に関わる支援。
 - 一 利用者の健康管理上に必要な医療との連携。
 - 二 感染症対策やその予防について、利用者及びその家族へ生活環境の整備を含めた支援。
 - 三 感染症発症時、各関係機関との連携による健康管理及び感染拡大防止。

令和2年度 生活支援体制整備事業 事業計画

1. 基本方針

真庭市の受託業務として、日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくために必要となる多様な主体による生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築するため、支援ニーズとサービスのコーディネート機能を担い、サービスを提供する事業主体と連携して支援体制の充実・強化を図る。

2. 業務の内容

- (1) 生活支援・介護予防サービスのコーディネート等に関する業務
 - ア 生活支援・介護予防サービスの提供状況の把握及び創出
 - イ 住民ニーズの把握及び生活支援等サービスとのマッチング
 - ウ 関係者間のネットワーク化・連携・協働の体制づくり、働きかけ
- (2) 地域包括支援センター及び振興局との情報共有及び連携、協働による取組に関する業務
 - ア 生活圏域地域ケア会議への出席
 - イ 訪問活動による高齢者の生活状況及び生活支援等ニーズの把握
 - ウ 公的福祉サービスの利用調整
 - エ 地域課題に応じて設置する協議体の運営
- (3) 住民の主体性が発揮される意識啓発や環境づくりに関する業務
 - ア 地域住民や各種団体への周知啓発
 - イ 民間企業や社会福祉協議会、NPO 団体や地域組織等の多様な事業主体との連携
- (4) その他、必要に応じて地域包括支援センターと協議した業務

3. 業務の実施地域

真庭市における勝山地区の日常生活圏域を実施地域とする。

4. 個人情報保護及び守秘義務

受託業務の実施に当たり、個人情報の取り扱いについては、真庭市個人情報保護条例（平成17年3月31日条例第12号）を遵守する。

令和2年度 各事業所事業計画目標

・特別養護老人ホーム神庭荘

利用者様が元気に楽しく、安心して生活していただける様、職員一同、笑顔の絶えない明るく、愛される施設を目指します。

・特別養護老人ホーム神庭荘Ⅱ

利用者様に笑顔で楽しい日々を過ごしてもらえよう、また神庭荘に来てよかったと思っただけのような質の高い介護を目指します。

・短期入所生活介護施設神庭荘及び神庭荘Ⅱ

利用者様が短期入所を楽しみにしていただける様、笑顔で対応していきます。

・神庭荘食事サービス

旬の食材を取り入れ、栄養のバランスが取れた見て美しく、食べておいしいお食事を提供し、利用者様の身体状況や嗜好などを考慮した、四季折々のメニューで、利用者様の健康保持に努めます。また、季節・行事に合ったイベント食を、楽しい雰囲気の中で味わっていただけるように努めます。

・神庭荘医務室

周りに感謝をし、自分にも感謝の気持ちを持ち、日々の健康管理を行います。

・デイホーム神庭荘・桃の里

デイサービスでは利用者様がレベル低下することなく、在宅生活が継続していけるようパイプ役となり、入浴、リハビリ、レクリエーション、季節毎の行事等を楽しみを持って参加していただき、活性した日々が送れるよう、そして笑顔になり元気が出るデイサービスになる様、利用者様と一緒に作っていきます。

・グループホーム神庭荘

グループホームは、個々に合った介護と笑顔で過ごせる毎日を目標に、職員一同頑張ります。

・神庭荘居宅介護支援事業所

利用者様、家族様に寄り添いながら住み慣れた地域で生活ができるよう、医療・介護サービス提供事業所と連携し、また地域の皆様の協力を得ながら、安心して『家』で生活してもらえるように、支援させていただきます。